

修正案	現行
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第1節 総則	第1節 推進計画の目的
<p>1 推進計画の目的</p> <p>本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画として、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助並びに時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。</p>	<p>1 推進計画の目的</p> <p>本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）以下、この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。</p>
<p>2 定義</p> <p>この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	(新設)
<p>(1) 後発地震</p> <p>南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。</p>	
<p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）</p> <p>南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。</p>	
<p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。</p>	
<p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未</p>	

修正案	現行
<p>満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側5.0km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。</p>	
<p>(5) 時間差発生等</p> <p>先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。</p>	
<p>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p>
<p>県、市町村ほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。</p>	<p>県、市町村ほか防災関係機関が及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。</p>
<p>第4節 関係者との連携協力の確保</p>	<p>第4節 関係者との連携協力の確保</p>
<p>3 帰宅困難者への対応</p> <p>県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、<u>第2編第3章第1.2節「帰宅困難者等対策」</u>によるものとする。</p>	<p>3 帰宅困難者への対応</p> <p>県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、<u>第2編第3編第1.2節「帰宅困難者等対策」</u>によるものとする。</p>
<p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p>	<p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p>
<p>3 避難対策等</p> <p>住民等の自主的な避難行動及び市町村（<u>推進地域に指定された市町村に限る。以下この章において同じ。</u>）等が行う避難誘導については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」及び同編第3章第4節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、第2編第3章第5節「要配慮者の安全確保対</p>	<p>3 避難対策等</p> <p>住民等の自主的な避難行動及び市町村等が行う避難誘導については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」及び同編第3章第4節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、第2編第3章第5節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。</p>

修正案	現行
<p>策」によるものとする。 また、津波広報、教育、訓練については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</p> <p>7 県が管理又は運営する施設に関する対策 (1) 不特定多数の者が出入りする施設 県が管理する庁舎、ホール、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。 なお、具体的な措置については、施設ごとに第10節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。 ア 各施設に共通する事項 ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備</p> <p>第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 ア 県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。 また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。 イ 市町村は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について推進計画に明示するものとする。</p>	<p>また、津波広報、教育、訓練については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</p> <p>7 県が管理又は運営する施設に関する対策 (1) 不特定多数の者が出入りする施設 県が管理する庁舎、ホール、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。 なお、具体的な措置については、施設ごとに第9節対策計画に準じた計画を策定するものとする。この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。</p> <p>ア 各施設に共通する事項 ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備</p> <p>(新設)</p>

修正案	現行
<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等</p> <p>ア 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</p> <p>イ 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置するものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>また、災害対策本部の設置、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</p> <p>エ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</p> <p>オ 市町村は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</p>	

修正案	現行
<p>カ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>キ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</p> <p>ア 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>イ 県は、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、第2編第2章第8節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」及び同編第3章第5節「要配慮者等の安全確保対策」に定めるところにより行うものとする。</p> <p>ウ 県は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</p> <p>エ 県は、地域住民等からの問い合わせに対応する窓口等については、「千葉県災害対策本部要綱」及び「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」に定めるところによるものとする。</p> <p>オ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</p> <p>カ 市町村が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の</p>	

修正案	現行
<p><u>自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。</u></p> <p><u>なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 市町村は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>ク 市町村は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p>	
<p><u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</u></p> <p><u>ア 県は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制を推進計画に明示するものとする。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市町村は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う部局、報告等の対象となる事項等を推進計画に具体的に明示するものとする。</u></p>	
<p><u>(4) 災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、本節中2「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。</u></p>	

修正案	現行
<p>とする。また、当該期間経過後1週間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>イ 市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。</p> <p>(5) 避難対策等</p> <p>ア 地域住民等の避難行動等</p> <p>(ア) 市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を推進計画に明示するとともに、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について、推進計画に明示するものとする。なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していくものとする。</p> <p>(イ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとし、市町村はその方針、避難所の場所、その経路及び方法について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>(ウ) 県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場</p>	

修正案	現行
<p>合の備えに万全を期するように努めるよう周知するものとする。この場合における周知については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</p> <p>(エ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>(オ) 市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</p> <p>(カ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</p> <p>(キ) 住民等の自主的な避難行動及び市町村等が行う避難誘導については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」及び同編第3章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>イ 避難所の運営 避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第5節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。</p> <p>(6) 関係機関のとりべき措置 ア 消防機関等の活動 市町村等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。</p>	

修正案	現行
<p>(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</p> <p>(イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保</p> <p>イ 警備対策</p> <p>警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。</p> <p>ウ 水道</p> <p>県及び市町村は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、第2編第3章第8節「救援物資供給活動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>エ 交通</p> <p>(ア) 道路</p> <p>a 警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。</p> <p>b 県は、道路管理者等と、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に提供する交通対策等の情報及びその提供方法について、調整を行うものとする。</p> <p>c 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>d 市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法について推進計画に明示するものとする。</p>	

修正案	現行
<p>e 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定め、推進計画に明示するものとする。</p> <p>(イ) 船舶及び港湾</p> <p>a 県は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するとともに、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮し、地域別に検討するものとする。</p> <p>b 市町村は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、地域別に推進計画に明示するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。</p> <p>c 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、検討するものとする。</p> <p>カ 県及び市町村が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>(ア) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の必要な措置について検討するものとする。この場合において、県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</p> <p>(イ) 県は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の津波の発生に備えて講じべき措置について検討するものとする。この場合において、県は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。</p> <p>(ウ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講ずる措置について検討するものとする。この場合において、県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。</p>	

修正案	現行
<p>(エ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</p> <p>(オ) 市町村は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講ずるべき措置について推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(カ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市町村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>キ 県及び市町村が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策第10節2（2）に準ずるものとする。</p> <p>(7) 関係者との連携協力の確保</p> <p>滞留旅客等に対する措置</p> <p>ア 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。</p> <p>イ 市町村以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置については、本章第10節2（2）に準ずるものとする。</p>	

修正案	現行
<p>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等</p> <p>ア 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</p> <p>イ 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</p> <p>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</p> <p>エ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</p> <p>オ 市町村は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</p> <p>カ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</p>	

修正案	現行
<p><u>の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p>キ <u>県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知</u></p> <p>ア <u>県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p>イ <u>市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p>(3) <u>災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>県及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p>(4) <u>県及び市町村のとるべき措置</u></p> <p>ア <u>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防</u></p>	

修正案	現行
<p><u>災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</u></p> <p><u>ウ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>(10) ため池 <u>老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</u> <u>また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>	<p>現行</p> <p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>(10) ため池 <u>農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な改修、整備に努める。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p>
<p>第8節 防災訓練計画</p> <p>第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</p>	<p>第7節 防災訓練計画</p> <p>第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</p>

修正案	現行
<p>なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。</p>	
<p>1 県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育</p>	
<p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容</p>	
<p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p>	
<p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p>	
<p>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割</p>	
<p>(5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p>	
<p>(6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p>	
<p>2 地域住民等に対する教育及び広報</p>	
<p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容</p>	
<p>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p>	
<p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p>	
<p style="text-align: center;">第10節 南海トラフ地震防災対策計画</p>	<p style="text-align: center;">第9節 南海トラフ地震防災対策計画</p>
<p>第2節に定める推進地域に指定された地域内で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第32号）第3条各号に掲げる施設</p>	<p>第2節に定める推進地域に指定された地域内で、津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設</p>

修正案	現行
<p>4号) 第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。</p> <p>なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。</p> <p>また、この節に記載のない事項については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画によるものとする。</p>	<p>又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。</p> <p>なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。</p>
<p>1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>(2) 個別の計画において定める事項</p> <p>ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者</p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p>イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者</p> <p>津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施。</p> <p>ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者</p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p>	<p>1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>(2) 個別の計画において定める事項</p> <p>ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者</p> <p><u>a.</u> (略)</p> <p><u>b.</u> (略)</p> <p><u>c.</u> (略)</p> <p>イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者</p> <p>津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施。</p> <p>ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者</p> <p><u>a.</u> (略)</p> <p><u>b.</u> (略)</p>
<p>2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>ア 各計画において共通して定める事項</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>ア 各計画において共通して定める事項</p>	<p>(新設)</p>

修正案	現行
<p>(ア) 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等</p> <p>(ウ) 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置</p> <p>イ 個別の計画において定める事項</p> <p>(ア) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者</p> <p>a 病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。</p> <p>b 当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。</p> <p>c 病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。</p> <p>(イ) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者</p> <p>a 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。</p> <p>b この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。</p> <p>c 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等</p>	

修正案	現行
<p>救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。</p> <p>(ウ) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者</p> <p>a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達</p> <p>b 運行等に関する措置</p> <p>c bの結果生ずる滞留旅客等に対する措置</p> <p>(エ) 学校、社会福祉施設を管理・運営する者</p> <p>a 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。</p> <p>b 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。</p> <p>c 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。</p> <p>(オ) 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係</p> <p>a 水道 水道事業については、本章第6節2（6）ウに準ずるものとする。</p> <p>b 電気 電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。</p> <p>c ガス</p>	

修正案	現行
<p>(a) <u>ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。</u></p> <p>(b) <u>ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。</u></p> <p>d <u>通信</u> <u>電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示するものとする。</u></p> <p>e <u>放送</u> (a) <u>放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示するものとする。</u> (b) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。</u></p>	

修正案	現行
<p>なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>ア 各計画において共通して定める事項</p> <p>（ア）災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>（イ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等</p> <p>（ウ）関係機関のとるべき措置</p> <p>3 防災訓練に関する事項</p> <p>4 地震防災上必要な教育及び広報</p>	<p>2 防災訓練に関する事項</p> <p>3 地震防災上必要な教育及び広報</p>